

**平成29年度 第1回京都市民健康づくり推進会議  
たばこ対策推進部会及び飲酒に関する行動指針推進部会 摘録**

1 日時 平成29年9月29日（金）13時30分～15時

2 場所 職員会館かもがわ3階 大多目的室

3 次第

(1) 開会挨拶 京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室長 原田 孝始

(2) 議事

① たばこ対策行動指針（第2次）の見直しについて

事務局	● 資料3, 5, 別紙1, 2, 参考資料1, 2の説明
議長	○ 別紙2の「⑥喫煙防止教育の実施（年間受講者数）」の項目で評価がCになっているが、非常に熱心に取り組んでいると思う。この項目がCになっている理由を伺いたい。
事務局	● 京都市の現在の年間出生数は11,000人超だが、少子化の影響もあり出生数は減っている。目標値は、市外から私立中学校に通う生徒もいるため、年間出生数よりも少し多い数を設定している。NPO法人京都禁煙推進研究会に御協力いただきながら、学校で禁煙についての教育を行っている。しかし、学校のカリキュラムが過密であることもあり、開催回数が伸び悩んでいる。そのため評価がCとなっている。
議長	○ 加熱式たばこの取扱いについて、加熱式たばこによって受動喫煙の機会が生じていることが明らかになっている。そのため、受動喫煙防止の視点からは、加熱式たばこは容認できないというのが世界的な流れだと理解している。その点を踏まえて議論を進めていければと思う。
京都府立医科大学 大学院医学研究科	○ 現在、国の議論が止まってしまっているが、加熱式たばこについて国に先行して議論してもよいのではないかと思う。
議長	○ 加熱式たばこが受動喫煙の機会を生じさせているが、一般の人の意識としては受動喫煙の機会がないかのような誤解もある。そのため指針にも加熱式たばこも受動喫煙の機会を生じさせることを明記することは非常に重要なことだと考えている。
京都府立医科大学	○ 国ではまだ決まっていないのに、加熱式たばこについて明記しても

大学院医学研究科	よいのかという行政の事情もあるのではないか。京都市の事情があるのであれば、慎重に対応しないと、反発を生み、これまでの取組も上手くいかなくなるのではないかと。そのあたりの事情を教えてください。
事務局	● 加熱式たばこの取扱いについては、本部会で受動喫煙防止対策の対象に含めるということだが、法的な面や行政としてどのように規制していけるかなどについて、庁内でも検討していきたいと考えている。
事務局	● 法律で制限をかけることと適切な行動を啓発することは次元の異なる話になる。今回、計画に記載する際には、加熱式たばこも紙たばこ同様に喫煙しない方がよいという明確なメッセージを発することと、受動喫煙の害を理解して周囲に配慮した行動を促すことは問題ないと思うが、法律に規定されていないことに罰則を設けることはできない。
議長	○ 加熱式たばこも受動喫煙の害が生じるとの研究結果が出ていることを指針のどこかに記載し、注意喚起をするとよいのではないかと。
事務局	● 次回には今回いただいた意見をまとめて、提出させていただく。
京都府医師会	○ 一般の人の中には各たばこ会社の宣伝もあり、加熱式たばこは害がないと考えている人が多い。一方で、加熱式たばこをやめるために禁煙外来に来る人も増加している。禁煙外来も状況が変化してきたので、加熱式たばこについても議論を深めていく必要があるかと思う。
議長	○ 加熱式たばこは受動喫煙の害が生じることが研究からわかっている。一方で喫煙者自身への影響をみると、従来禁煙外来で指標としてきたたばこ由来の有害物質の測定値は減っている。これから有害性についてはまだわかっていくことはあると思う。
京都禁煙推進研究会	○ 加熱式たばこもたばこであることは間違いないので、受動喫煙防止対策の対象になると思う。受動喫煙は英語で言えば、Second-hand Smoking となるが、最近では Third-hand Smoking（3次喫煙）が問題となっており、煙が直接ないところでも健康被害が生じることがあるとされている。そのことについても御議論いただき、指針で言及していただければと思う。また、公共的な空間だけでなく、乳幼児の家庭での受動喫煙についても考えていただいた方がよいと思う。
京都府歯科衛生士会	○ 防煙教室の対象が中学生ということであったが、小学生の高学年に

議長	<p>向けての指導も大事なことだと考える。</p> <p>○ 文部科学省の指導要綱では小学校5, 6年生からということで記載されている。</p>
京都府薬剤師会	<p>○ 学校薬剤師会が中心となって, 5, 6年生に対して毎年, 授業をしている。5年生に対しては一般的な薬の話をして, 6年生に対しては薬物の話の中で飲酒や喫煙, 危険ドラッグの話をしている。</p>

② 飲酒に関する行動指針の見直しについて

事務局	<p>● <b>資料4</b>, <b>別紙1, 2</b>, <b>参考資料1</b>の説明</p>
京都府立医科大学 大学院医学研究科	<p>○ 最近, 高齢者の飲酒が増えていることが話題になっている。それが「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合」の評価がCになっている要因の1つではないか。そのため, 高齢者の飲酒の対策にも取り組む必要があるのではないか。</p>
事務局	<p>● 健康づくりに関する意識調査の結果から高齢者の飲酒が増加していることは事実であり, なんらかの対策は必要だと考えている。</p>
京都禁煙推進研究会	<p>○ 「酒は百薬の長」と言われてきたが, 最近はアルコールもできるかぎり飲まない方がよいという意見が多くなっている。アルコールとその代謝産物であるアセトアルデヒドは発がん性もある。そのため, あまりにも「酒は百薬の長」「適正飲酒」ということを強調し過ぎると, 飲まない人も適度に飲酒した方がよいと誤解を生む可能性がある。強調しすぎない方がよいのではないか。また, 代謝構造によって発がん性のリスクや依存症のリスクも異なってくるので, そのあたりの情報を伝えることができればよいと思う。</p>
事務局	<p>● 今回の御意見を踏まえて, 表現の仕方を改めていきたい。また, お酒のリスクについても, どのような形で記載していけるか検討していきたい。</p>

(3) 閉会挨拶 京都市保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室 保健担当部長 吉山 真紀子